

京都市告示第269号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金として、次の表に定めるものを認定します。

令和7年7月3日

京都市長 松井 孝治

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	使 途	寄附金税額控除の対象となる期間
認定特定非営利活動法人京都自死・自殺相談センターに対する寄附金	京都市下京区西中筋通花屋町下ル堺町92	当該法人の主たる目的である業務	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(行財政局税務部税制課)